

# 新型コロナウイルス感染症拡大防止ガイドライン

上越教育大学附属中学校

【基本方針】 学校では次の四つを基本として、全教職員が共通理解して取り組みます。

## ○感染予防対策の徹底

- ・「三つの密」が同時に重なる場を徹底的に回避する
- ・他学級、学年との接触の機会を可能な限り回避する
- ・学級単位での教育活動を基本とする

### <三つの密>

- ・密閉 (換気の悪い空間にいる)
- ・密集 (手の届く距離に多くの人がいる)
- ・密接 (近距離での会話や発声がある)

## ○子供たちの様子をよく「みる」

ウイルス感染への不安、外出や思い切り部活動ができないストレス、生活習慣の乱れなど。子供たちをよく「みる」ことを大切にする。

## ○学校生活への意欲付け

「学校が楽しい」、「友達と一緒に勉強できてうれしい」、「今年も頑張ろう」という意識付けをする。

## ○学習内容の確実な実施と定着

## 【内容】

### I 感染症対策

#### 1 新型コロナウイルスへの正しい理解

- ・飛沫、接触でうつる感染症という点では風邪やインフルエンザと同様。誰でも感染者、濃厚接触者になりうる状況にある。
- ・感染者や濃厚接触者、その家族、医療従事者に対し、差別や偏見がないようにする。
- ・正確な情報や科学的根拠に基づいた情報や行動を伝えるなどし、偏見や差別が生じないよう適切な指導をする。

#### 2 学校における感染症対策

##### (1) 健康観察

###### ① 家庭での健康観察

- ア 毎朝、登校前に「検温」「風邪症状の有無」を Google フォームに入力する。
- イ 発熱（37℃以上を目安、ただし個人差あり）や咳、のどの痛み、倦怠感などの風邪症状がある場合は、家庭で休養させ、出席停止の扱いとする。
- ウ 感染に対する不安により、登校を見合わせたい場合は、「校長が出席させなくてよいと認めた日」（出席停止）とし、生徒及び保護者の気持ちに寄り添うよう留意する。

###### ② 学校での健康観察

- ア 登校前に検温できなかった生徒は、教室に入る前に職員室前で検温し、異常のないことを確認後、教室へ移動する。
- イ 朝学活の健康観察は入念に行う。
- ウ 養護教諭は Google フォームでの報告を確認し、必要に応じて学級担任に知らせる。個々の記録は残しておく。
- エ 授業者は常時生徒の様子を観察し、健康状態を把握する。心配な生徒には、積極的に声を掛け、早期発見に努める。
- オ 37℃以上の発熱や風邪症状がある場合は早退、休養させる。

(2) 基本的な感染症対策の徹底

- ① 手洗いや咳エチケットの徹底
  - ・特に、ハンカチの携帯を指導する。
- ② 十分な睡眠、適度な運動やバランスのとれた食事で免疫力を向上できるよう指導する。

(3) 感染症対策の留意点

① 教室、職員室等の換気の徹底〔密閉防止対策〕

- ア 常時換気できるように、窓や出入口扉等を2か所以上開ける。  
(寒い場合は、窓を閉めず暖房や衣服で調整する)  
(冷房・暖房を入れる際も同様とする)
- イ 1時間に1回(5~10分程度)窓や出入り口を広く開け換気する。
  - ・休み時間は出入口戸を開ける。(授業後に教科担任が指示する)
  - ・換気扇がある場合は、常時使用する。
  - ・授業途中でも必要に応じて換気する。

② 生徒同士の距離の確保〔密集・密接対策〕

- ア 座席間を離して配置し、できるだけ距離を置く配慮をする。
- イ グループ活動は、マスク着用、接触を防ぐなどの配慮の上で行う。
- ウ 教室使用の制限

各教室	使用者の制限	人数	留意点
普通教室	当該学級の生徒	36人	机は、教室いっぱいの間隔をとって配置する。机同士は付けない。
体育館		100人	学年集会としての使用は可とする。
多目的教室	話合い、合唱、合奏などの活動	36人	話合いや合唱・合奏などの活動することを目的とした活動で使用する。十分に間隔をとること。
ピロティ	学年集会など	100人	学年集会としての使用は可とする。
	話合い、合唱、合奏などの活動	40人	十分に間隔をとること。
図書室	図書貸出し、各会議	20人	読書ができる座席を半数に限定する。
院生カンファレンス室	各会議	20人	十分に間隔をとって座る。
その他の特別教室		36人	委員会、部活動での使用の場合は、異学級異学年の使用を可とする。

③ マスクの着用

原則として、登下校を含め校内ではマスクを着用する。ただし、次の場合は口を閉じたり十分に間隔をとるなどの配慮をした上でマスクを外してもよいこととする

- ・教室での授業において、黙って活動する場面が続く場合
- ・自転車、徒歩での通学する場合
- ・合唱や楽器演奏を行う場合は、十分に間隔を空け、換気を十分に行う。
- ・体育や部活動中の運動中

- ④ 手洗いの徹底について
- ア 正しい手洗いの仕方を指導し、こまめな手洗いを徹底する。
    - ・登校後，給食前，トイレの後，清掃の後，実習・実技等は特に入念に手洗いをを行う。
  - イ 状況に応じて手をアルコール消毒する。
- ⑤ 校内の消毒（次亜塩素酸ナトリウム0.02%水溶液または漂白剤希釈液）
- ア 市内で感染者が出た場合など，必要に応じて，教室やトイレ等の場所で，多くの生徒が手を触れる箇所，ドアノブ（取っ手），机，椅子，手すり，スイッチ，蛇口等）を消毒液を使用して清拭する。
  - イ 消毒作業は生徒帰宅後，教職員で行い，生徒には行わせない。
- ⑥ 教具・用具について
- ア できる限り教具・用具の共有は避ける。
  - イ 共有した場合は，授業後必ず手を洗う。
  - ウ 共有しなければならない教具・用具は適宜消毒液で清拭する。
- ⑦ 清掃時の留意点
- ア 不要な接触を避ける（原則，学級毎に割り振る）。
    - ・各教室は，学級ごとに割り振った当番を決めて輪番で行う。
  - イ 距離を保ちながら清掃するよう指導する。
    - ・清掃の仕方を工夫する。マスクを着用し，私語をしない。
  - ウ すべての窓を大きく開けて清掃する。
  - エ 終了後は必ず石けんで手を洗う。
  - オ 生徒による清掃は，普段の清掃方法とし，月，水，金曜日の終学活終了後とする。
- ⑧ 登下校時の留意点
- ア 玄関口にとどまらず，すみやかに教室に行く，下校するよう指導する。
  - イ 自転車，徒歩の場合，状況に応じて，熱中症予防のためにマスクを外す。
  - ウ 新型コロナウイルス感染症の状況に応じ次の措置を執る。
    - ・必要に応じて，交通機関の混雑を避けるため，登校時間を遅らせる。
    - ・下校時に生徒が玄関に密集しないよう，分散して下校するなどの指導をする。
    - ・電車・バス通学の生徒は，清掃当番等の配慮を行うとともに個別に状況を聞き対応する。
- ⑨ 給食時の留意事項
- ア 配膳・片付けで並ぶ際は，十分な間隔を空ける。
    - ・自分の給食は自分で配膳する。
    - ・すべての生徒の手洗いの徹底。
    - ・対面給食をせず，黒板を向いて食べる。
  - イ 給食当番は，学年ごとに時間をずらして配膳室に給食を取りに行かせる。
- ⑩ 学校図書利用の留意事項
- 図書室は，十分な間隔を確保するため椅子の数を制限する。

#### (4) 教職員の感染症対策

※職員室を共有していることから、教職員が感染すると多数の濃厚接触者が生じるおそれがあるので、感染予防の意識を強くもつことが大切。

##### ①教職員各自で行う予防・発生時対策

- ア 出勤前に検温を行い、生徒と同様 Google フォームに入力して出勤する。
- イ 発熱（37℃以上を目安）や風邪症状がある場合は出勤しない。
  - ・健康管理に留意して、風邪症状がある場合には無理せず休む。
- ウ 授業中はマスクを使用する。ただし、熱中症対策のため、飛沫を防ぐことができる場合は、マスクを外すことを可とする。
- エ 感染者の発生状況をニュース等でチェックし、情報を把握する。
- オ 学校で発生した場合に備え、自身の行動歴や接した人に関して記録しておく。

##### ② 職場全体で行う対策

- ア 全員で換気を徹底する。
- イ 教室では、教員と生徒、生徒間の机をできるだけ離す。
- ウ 会議等を行う場合、「三つの密」の重なる場所を避け、近距離での会話をできるだけ避けたり、マスクを着用したりする。
  - ・会議は場所、時間（内容の精選）等を工夫して実施する。

### 3 休業等の基準

（「小中学校休業等の基準」令和2年6月18日第20回新潟県新型コロナウイルス感染症対策本部会議決定による）

#### (1) 生徒

	生徒に症状あり	生徒が濃厚接触者に 特定 ※1	生徒の感染が判明
生徒本人	自宅で休養	原則として2週間の出席停止 ※2	治癒するまで出席停止
当該生徒等の 在籍する学級	学級閉鎖としない	学級閉鎖としない	2週間を目安に学級閉鎖 ※3
学校全体	休業しない	休業しない	いったん臨時休業 →その後、保健所等に相談し、適宜再開 ※3

※1 …同居する者の感染が判明した生徒も同様に扱う。

<濃厚接触者の範囲>

○学校での参考例

- ・換気していない教室や教務室で長時間一緒に過ごした。
- ・感染者と知らずに、けがの手当てをするなど、接触した。
- ・教務室や教室の座席が、感染者の両隣、前後、対面、斜め前後の席に位置している。
- ・手が触れることができる近い距離で会話した。など

○一般的な参考例

- ・新型コロナウイルス感染症が疑われる者と同居あるいは長時間の接触(車内、機内を含む)があった者
- ・適切な感染防護なしに新型コロナウイルス感染症が疑われる者を診察、看護、介護していた者
- ・新型コロナウイルス感染症が疑われる者の気道分泌液や体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- ・手で触れることまたは対面で会話することが可能な距離(目安として2 m)で、必要な感染予防策なしで患者と接触があった者

※2…感染者と最後に接触した日から2週間。

※3…いったん臨時休業とする。あわせて、濃厚接触者の特定等のための調査に協力すると共に、保健所の指示に従い、必要に応じて校舎の消毒等を行う。

そして、集まった情報を基に、県専門家会議や保健所、学校医等の意見、上越市教育委員会、近隣の学校の様子等を踏まえ、国立大学法人上越教育大学危機管理対策本部の判断により、学校内での感染拡大の可能性が低いと判断される場合には、感染者が出た学級を除いて、学校を適宜再開する。

(2) 教職員が感染した場合・・・当該教職員は就業禁止とする。

- ・学校をいったん臨時休業とし、保健所等の調査に協力し、調査結果を基に、国立大学法人上越教育大学危機対策本部の判断により適宜再開する。

(3) 周辺の学校の生徒及び上越地域に感染者が出た場合

- ・原則として臨時休業等の措置はとらない。
- ・ただし、感染経路や地域の感染拡大状況を踏まえ、生徒の通学状況や日常的な行動範囲等を考慮し、必要がある場合には、国立大学法人上越教育大学危機管理対策本部の判断により、感染者が発生していなくても休業する場合もあり得る。

#### 4 出席停止について

(1) 出席停止として扱うもの

① 生徒の感染が判明した場合

- ・治癒するまでの期間

② 生徒が感染者の濃厚接触者に特定された場合

- ・濃厚接触者と認められる場合の自宅での待機期間(原則として2週間)

③ 以下の場合で、保護者から連絡があった場合(状況等を丁寧に聞き取り、柔軟に対応する)

- ・生徒等に発熱等の風邪の症状が見られるとき
- ・感染に対する不安により、登校を見合わせたい場合
- ・上越市内で感染者が発覚した場合

(2) 「登校許可証明書」の提出について

上記の②、③については不要とする。

(3) 発生報告について

感染が確認された児童生徒、濃厚接触者に特定された生徒等について情報を得た場合は、附属学校課(附属小学校事務室)に報告する。

## II 教育活動

感染拡大の状況，近隣学校の動きを参考に教育活動を展開する。なお，変更はその都度，通知する。

### 1 授業について

- (1) 今年度は，臨時的措置として「前期・後期の二期制」とし，10月までを前期，11月～3月を後期とし，学習状況を前期末・後期末に通知票に記入して配付する。

※中学校校則では3学期制となっており，適切な成績算出のための期間とする。

- (2) 定期テスト等，共通で行うテストを以下のように変更する。

・前期：定期テスト①（7月上旬），夏休み明けテスト（8月下旬），  
定期テスト②（10月上旬）

・後期：定期テスト③（11月中旬），定期テスト④（1月，2月）

- (3) 水泳授業を中止とする。

### 2 学校行事について

- (1) 8月までの学校行事，附属中学校説明会，わくわく大学デーを中止とする。

- (2) 三者面談を夏季休業第1週に設定する。

- (3) 全校一斉での体育大会は中止する。内容・日程など工夫して取り組める活動を検討する。

- (4) 文化祭を中止とし，秋の合唱コンクールを単独で行う。3密を防ぐため，学年別発表やライブ配信など工夫する。

### 3 部活動関係

- (1) 火曜日，水曜日，金曜日，週休日の活動を可とする。

（ただし，平日の活動時間は17時45分までとする。また，土日のうち，少なくとも1日は休養日とする）

- (2) 3年生は，原則6月末をもって引退とする。（部活動継続中の活動内容や引継ぎ等は，部長会や部会で話し合い，工夫する）

- (3) 7～8月に実施する協会（中体連以外の連盟），専門部等主催の3年生救済試合やそのための練習に参加する場合は，校長が許可したものに限り，その試合までの期間について保護者の応諾，責任において参加できる。

- (4) 9月以降の大会等に参加を希望する3年生は，顧問と相談の上，参加を認める。

- (5) 特設部（駅伝・合唱）活動については，大会・コンクールの実施が確定した時点で活動の可否を検討する。